

建設技術監査  
センター

# PDB研究会を発足

## 良好な公共ストック提供

NPO法人建設技術監査センター(成岡茂理事長)は10月28日、PDB(プロポーザルデザインビルド)研究会を発足するための準備会を開き、新たに澤田雅之氏を会長に選任した。研究会を通じて良好な公共ストックを提供することを旨とし、エンジニアが豊富な知識と経験を發揮することを確認した。



準備会では研究会の設立意義などが説明された

の現実を踏まえた上で、同会有志で構成する技術者や三役がこの問題について研究し、市民にとって真に役立つ公共施設建設ができるよう市町村支援を行う。

発足に当たり澤田会長は、昨年からの、官公庁の建築プロジェクトで、関西万博パビリオン日本館八千代市や大阪府市新庁舎の入札が中止されていることに触れ、「共通する失敗原因は、資材価格の高騰や、働き方改革関連法に基づく労働時間の制約だ」と言及。建設事業者で大問題となっている新たなリスク要因に対して、「発注者側としての適切な対処ができなかったことが要因の一つだ。価格高騰や労働時間の制限下では予定価格が折り合わず受注を希望する建設事業者はいないだろ



澤田会長



PDBの議論が開始された

因に対しても、発注者としての確に対処していくことができないよう、伝授していく」と続け、これらが喫緊の課題だと強調した。

う」と述べた。これら問題の解決には、実際の成功例に基づいた具体例の提示が必要だとし、「当NPOでは、11年に山武市しらはたごも園整備事業を手掛けた。PDB方式で、簡潔明瞭かつ必要十分に要求要件

を記載した要求水準書(A4判7ページ)を作成し、公募型プロポーザルで価格と技術の両面での競争原理を働かせ、受注業者を選定することができた」との実績を話した。

また、「このようなノウハウがあるのは、わが国では当NPOだけだ。それゆえ、全国的に問題が生じている資材価格の高騰や、働き方改革関連法に基づく労働時間の制約といったリスク要因に対して、発注者としての確に対処していくことができないよう、伝授していく」と続け、これらが喫緊の課題だと強調した。

令和5年11月2日

〇〇市長 〇〇〇〇様

NPO 法人建設技術監査センター プロポーザルデザインビルド研究会発足を報ずる令和5年11月1日付の日刊建設新聞千葉版をお送り申し上げます。

拝啓

私は、千葉市に本拠を置く NPO 法人建設技術監査センターで技術顧問を務めております澤田雅之と申します。元警察大学校警察情報通信研究センター所長でございます。

さて、昨年来、官公庁の建築プロジェクトでは、受注事業者が選定できない事態、つまり、発注に失敗した事例が相次いでいます。例えば、大阪・関西万博政府出展パビリオン「日本館」では、設計・施工分離発注方式による総合評価一般競争入札が今年5月に不成立となり、八千代市の新庁舎整備事業では、実施設計付き施工発注方式による総合評価一般競争入札が今年9月に中止され、大阪府岸和田市の新庁舎整備事業では、設計・施工一括発注方式による公募型プロポーザルが今年10月に中止されています。

共通する失敗原因は、「資材価格の高騰や、働き方改革関連法に基づく労働時間の制約」といった、建設事業者到大問題となっている新たなリスク要因に対して、発注者側としての適切な対処ができていなかったことです。具体的には、これまでどおりの考え方や取り組み方で策定した予定価格（公募型プロポーザルの場合は提案上限価格）では、「資材価格の高騰や、働き方改革関連法に基づく労働時間の制約」といったリスク要因によるコスト上昇を反映することができていなかったため、そのような予定価格の制限下では、受注を希望する建設事業者は誰もいなかったということです。

それゆえ、上記の問題を抜本的に解決するには、「これまでどおりの考え方や取り組み方」を改めていく必要があります。これには、発注を確実に成功させることができる「これからの考え方や取り組み方」について、実際の成功事例に基づいて具体的に示していくことが合理的であり効果的です。

このような「実際の成功事例」の筆頭として、弊NPOが平成23年に実施した「山武市しらはたこども園整備事業」が挙げられます。プロポーザルデザインビルド方式（つまり、公共工事の品質確保の促進に関する法律の第18条に規定された「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」と同義の方式です。）により、簡潔明瞭かつ必要十分に要求要件を記載した要求水準書（A4版7頁）を弊NPOが自ら作成した上で、公募型プロポーザルにより価格と技術の両面での競争原理を働かせて受注事業者を選定して、整備事業を滞りなく完遂することができました。

このようなノウハウを有するのは、我が国では弊NPOだけです。それゆえ、全国的に問題を生じている「資材価格の高騰や、働き方改革関連法に基づく労働時間の制約」といったリスク要因に対して、発注者側としての的確に対処していくことができるよう、このようなノウハウを弊NPOが発注者側に伝授していくことが求められており、喫緊の課題であると言えます。

そこで、弊NPOでは、自治体が新たなリスク要因への対処に困窮した際の「駆け込み寺」として、プロポーザルデザインビルド研究会（会長は澤田雅之）を設立し、令和5年10月28日にその初回会合を開催致しました。お送り申し上げます令和5年11月1日付の日刊建設新聞千葉版では、記事【建設技術監査センター PDB研究会を発足 良好な公共ストック提供】として、プロポーザルデザインビルド研究会（PDB研究会）の初回会合を報じておりますので、ご笑覧賜れば幸甚に存じます。

敬具

NPO 法人建設技術監査センター  
技術顧問 澤田雅之

〒260-0032

千葉市中央区登戸1-23-16 六羊ビル2F

TEL 043-244-3645

携帯 090-4222-1162

MAIL sawada-eng@amail.plala.or.jp